



あじさい

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

6月

(水無月) JUNE

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	・
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日 | 地方税 / 個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告(法
人税・消費税等) 6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届(市町村役
場に提出) 6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消
費税等の中間申告(年3回の
場合) 6月30日 | |

ワンポイント 親族外承継にも拡充された遺留分の特例

遺留分の特例は、中小企業の事業承継円滑化のため、事業後継者が遺留分権利者全員と合意することにより、生前贈与株式等を遺留分の対象外とすること等を規定した民法の特例制度ですが、対象が親族内承継に限定されていたことから、より活用するため本年4月1日からは対象を親族外承継にも拡充しています。

若者や働き盛り世代が参画できる地域づくり



地域で事業を行っている者ですが、高齢化等の問題で年々地域が衰退してきています。若者や働き盛り世代が参画できる地域づくりの方法を教えてください。

同志社大学政策学部の新川達郎教授の研究等を参考にアドバイスをしていきます。

1 若者や働き盛り世代と地域づくりの関係性

全国的に見て、地域の若者や働き盛り世代が積極的に地域づくりに関わって成果を上げている例は多く報告されています。

国や地方自治体、大学、NPO法人などが、地域住民とともに問題解決に取り組む活動も活発です。

少子高齢化と人口減少が進展し、地域の担い手が少なくなつた状況では、次世代の参画は改めて特に重要であると考えられます。

こうした活動の要点は、地域社会を維持できる条件を回復するとともに、単にかつてあつた状況に復帰するということではなく、これまでとは違った新たな発想や行動様式で地域の活性化を目指し始めた点にあります。しかし現実には、地域と若者や働き盛り世代とのミスマッチが多く見られます。これらの世代と地域が良い関係性を育むためには、地域団体、NPO法人、企業や国、地方自治体、特に市町村の役割は大きなものがあります。

2 若者と働き盛り世代の活躍条件

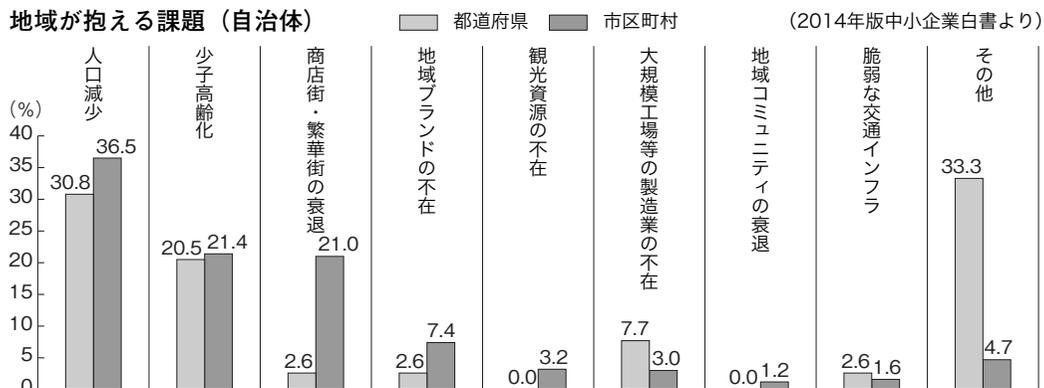
実際に若者や働き盛り世代が活躍するとき、地域のそれぞれの現場でどのように活動しているのか見てみましょう。

典型的な活動の一つは、地域の現場で若者や働き盛り世代が活動の主体となつて活躍している場合です。

二つ目は、地域の外の団体と連携して活動する場合です。子育て支援や青少年教育、高齢者への福祉、障がい者の就労支援等の事業を若者の発想で展開しています。

また、仕事づくりや商品開発など地域資源に着目した活動があります。例えば、ビールの素となるホップの蔓は通常捨てられていますが、ある高校の生徒が主体となり名刺などの原料として二次活用しています。三つ目の活動パターンとして、地域社会の一員として、何らか

地域が抱える課題（自治体）



の生業を持ちつつ、伝統的な地域団体活動に参加し、その地域づくりの活動を支えています。

さらなるパターンとして、地域の外にいる若者たちが一時的に地域に滞在し、地域との交流を深め地域活動を行う場合です。森林の整備や農作業、お祭りなど行事の手伝いなどが主な活動です。ボランティア活動、調査・研究、就労体験型のインターンシップ等もあります。

いずれも地域社会の維持や活性化に、これまでとは異なる手法で貢献することになります。

こうした活動の組織は、NPO法人、公益法人、大学、地方自治体が支援しているものは大きくなっています。事業経営も、寄附金や補助金として賄われていることが多くなっています。事にせよ支援にせよ、財政的な基礎があることは必要条件です。

3 活躍できる環境 ～連携から協働へ～

若者や働き盛り世代の活躍が期待される地域づくり活動の支援団体は、地域型の各種団体であり、若者等が地域にデビュー

するときの重要なステージとなります。

これらの団体が何を目的として、どのようなルールで運営されているか、地域の側、団体の側から明示する必要があります。

第三者から見ても、わかり易くその活動の魅力を発信できているかなどチェックしておく必要があります。

この他、大学、国や県、市町村、NPO法人などが支援する場合、それぞれの立場の違いを認識しお互いに理解している必要があります。そうすることで地域を基盤とする協働は地域的な価値を創出し、地域の活性化に大きく結びつきます。

4 地域づくりに関わる 次世代人づくり

地域の次世代を担う人的資源をどのように発見し、育て、どのように活躍してもらおうか。そのためには、このような人材がどこにいるか知ることです。

二〇一四年の内閣府世論調査によれば、都市住民のうち、農山漁村地域に定住したい願望を持つている人は三一・六%

二〇〇五年調査時の二〇・六%に比べて一〇ポイント以上増えています。このことから地域移住への潜在的な需要があることは間違いありません。

その地域の人やモノなどに何らかの魅力を感じていたり、子供の頃の体験がカギになることもあります。地域への思いや気づきを深め、その思いを共有することで地域を刷新する力が発揮されます。

地域づくりに活躍する人は、現場で学びながら育つという側面があります。地域づくりは実践が伴わなければ誰も評価してくれません。そのため、実践する機会を有し、行動の反省や、やり直しも許容することが大切となります。

また、人づくりに際しても学びの環境整備が重要です。

現場の提供やその場の実践だけでなく気づきや共感を深め、地域参画の力を高めることができるか、その地域を越えて幅広く学んでいくことも重要です。

地域への思いや行動の意味を理解し、そうした気づきがある人は育ち始め、成長します。こ

うした環境は地域や関係者、関係団体の中だけでできるものではなく、地域の外とのネットワークを通じて達成できる学びや気づき、育成が必要となります。

人づくりにおいては、交流や連携がカギとなりますので、形だけのネットワークではなく、実際にそのネットワークで働かなければ意味がありません。

これによって外の視点や能力を手に入れることができます。

5 終わりに

高齢化社会及び人口減少が進み、従来あった地域社会を維持する力が弱体化していることは否めません。

このような厳しい条件の中で地域づくりを進めていくためには、何らかの社会刷新が必要とされます。

自分事として、地域の魅力に気づき、関心を持ち、行動を起こすことが重要で、そこから地域づくりへの参画と新たなアイデア(地域の独自の魅力等)の実現が始まります。

これによって地域の未来を拓くこととなります。

セルフメディケーション推進のための スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

医療需要の増大をできる限り抑えながら、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、国民自らが自己の健康管理を進めるセルフメディケーション（自主服薬）を推進することが重要として、平成二十八年一度税制改正でスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）が創設されました。

1 制度の概要

適切な健康管理の下で、医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持促進及び疾病予防への一定の取組を行う個人が、平成二十九年一月一日から三十三年十二月三十一日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間一万二千円を超えて支払った場合、その購入費用（年間十万円限度）のうち、一万二千円を超える金額が所得控除されます。

※ 八万八千円が控除額の限度

で医療費控除との併用はできません。

2 本特例の適用要件とされる健康の維持促進及び疾病の予防への取組み

次のいずれかの健診等又は予防接種（医師の関与があるものに限ります）を受けていることが要件とされています。

- ① 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
 - ② 予防接種
 - ③ 定期健康診断（事業主健診）
 - ④ 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
 - ⑤ がん検診
- ### 3 控除対象医薬品
- スイッチOTC薬……要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から一般用へ転用された医薬品（ただし、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外

ものを除く）

※ スイッチOTCとは

スイッチOTCは、もともと医療用で使われていた薬品が安全性などに問題ないと判断されたため、薬局で販売できるような一般的な医薬品（OTC医薬品）に切り替えられたものを指します。そのため、効き目が強い反面、副作用などのリスクも高くなることから、薬局での薬剤師等の説明を受けて購入する必要があります。

《一般用医薬品等（OTC医薬品）とは》

調剤薬局や薬店・ドラッグストアなどで、処方せんなしに買うことができる薬には「一般用医薬品」と「要指導医薬品」があり、OTC医薬品や市販薬、大衆薬と呼ばれることもありま

す。自分の健康状態に基づいて、調剤薬局などで薬剤師や登録販売者からの適切な情報提供を受け、本人の自己責任・自己判断において購入する薬です。

なお、OTCとは、「Over The



Counter」の略。カウンター越しにアドバイスを受けた上で購入できる薬、ということから由来しています。

《一般用医薬品等の分類》

一般用医薬品には副作用などのリスクに応じた3つの区分があります（表参照）。

それぞれ販売時の陳列や薬剤師等の専門家の関わり方、情報提供の仕方が決められています。

例えば、一般用医薬品はインターネット等での通信販売が認められていますが、要指導医薬品は認められていません。必ず薬剤師が対面で指導を行った上で販売することになっています。

分類	取扱い	副作用等のリスク	ネット等通信販売
要指導医薬品	医療用に準じた医薬品。一般用になって間もなくリスクが不確定なものや、劇薬などがあります。自由に手に取ることができない場所に置いてあり、薬剤師から対面での指導・文書での情報提供を受けたいうえで購入できます。 ○薬の例 一部のアレルギー治療薬、劇薬、むくみ改善薬 など	不確定もしくは高い	不可
一般用医薬品	第1類医薬品 自由に手に取ることができない場所に置いてあり、薬剤師からの指導・文書での情報提供を受けたいうえで購入できます。 ○薬の例 胃腸剤（H2ブロッカー）、ニコチン貼付剤、一部の育毛剤 など	高い	可
	第2類医薬品 薬剤師又は登録販売者は、情報提供に努めなければいけません。特に依存性のあるものなどは「指定第2類医薬品」として区別されます。 ○薬の例 主な風邪薬、解熱鎮痛剤 など	中程度	可
	第3類医薬品 薬剤師又は登録販売者は、情報提供についての義務はありません。 ○薬の例 主な整腸剤、ビタミン剤 など	低い	可

4 医療費控除との関係

本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができず、また医療費控除を受ける場合には、本特例は適用できません（選択適用）。

5 セルフメディケーション

(1) 意義

平均寿命が長くなり、生活習慣病などが問題になってきた現代において、日々をいかに健康に生きるかが問われています。

そこで、注目されているのが「セルフメディケーション」です。セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と世界保健機関（WHO）は定義しています。

■ セルフメディケーションの効果

- ① 毎日の健康管理の習慣が身につく
- ② 医療や薬の知識が身につく
- ③ 疾患により、医療機関で受診する手間と時間が省かれる
- ④ 通院が減ることで、国民医療費の増加を防ぐ

(2) 取り組み方法

健康に過ごすためには、自分の健康は自分で守ることを意識し、積極的に健康管理に関わることが大切です。そのためには、病気や薬についての正しい知識を身につけることが必要です。正しい知識があれば、軽い症状を自分で改善できたり、生活習慣病の予防や健康維持に役立てることができま

す。まずは、普段から適度な運動と栄養バランスの良い食事、十分な睡眠時間を確保し、もとか

ら備わっている自然治癒力を高めることです。その上で、風邪を引いた時に風邪薬を飲む、小さな傷は絆創膏を貼る、疲れた時にビタミン剤を飲むなどの自主服薬を行うことです。

(3) ポイント

① 自分の健康状態と生活習慣をチェックする

セルフメディケーションの基本として、自分の身体の状態を知っておくことが重要です。健康診断の結果に注目し、かかりつけ医に相談しながら、生活習慣を見直します。家庭で体重や体脂肪、血圧などをチェックする機器を使い、自分の健康状態を確認しましょう。

② かかりつけの薬剤師を持つ

自分の体質や状態、症状に合った薬を適切に使用するために、薬剤師のアドバイスを受けましょう。かかりつけの薬局や薬剤師を決めておけば、自分の体質に合ったアドバイスを受けられます。

「おくすり手帳」を付けて医師や薬剤師に薬の情報を伝えることも大切です。

り扱うことが必要です。

⑥ コアタイム

コアタイムは、労働者が一日のうちで必ず働かなければならない時間帯です。

フレックスタイム制では、始業と終業の時刻を労働者が決定できますが、例えば「十一時から十五時まででは、必ず出勤してもらいたい」という事業場では、その時間をコアタイムとして定めます。

必ず設けなければならないものではありませんが、設ける時は、その時間帯の開始および終了の時刻を明記しなければなりません。

コアタイムは労使協定で自由に設定ができ、日によってコアタイムの設定を変えることも、コアタイムを分割することも可能です。

⑦ フレキシブルタイム

労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合は、その時間帯の開始および終了の時刻を定める必要があります（例：始業は七時から十一時までの間、終業は十五時から

二十時までの間など）。

この場合、フレキシブルタイムの時間帯が極端に短い（例：三十分のみ）制度や、フレキシブルタイムの時間帯が三十分単位となっていて、その中から始業または終業の時刻を選ぶような制度は、始業および終業の時刻を労働者が自主的に決定しているとはいえず、フレックスタイム制の趣旨に反しますので注意が必要です。

二 ●労働時間の把握

フレックスタイム制は、始業および終業の時刻を労働者の決定に委ねる制度ですが、使用者側が「労働時間の管理をしっかりとよい」とされているわけではないため、実労働時間を把握する必要があります。

過重労働による健康障害防止にも十分留意しましょう。

三 ●賃金の清算

① 超過の場合
実労働時間が、清算期間の中で労働すべき時間を超過する場合は、超過時間に対する賃金を支払います。

前述（一）④の法定労働

時間の総枠を超える労働に対しては、割増賃金の支払いも必要となることに注意を要します。

② 不足の場合

労働時間に不足が生じた場合の対応の一つとして、賃金支払時に不足した労働時間分の賃金を清算（控除）する方法があります。

もう一つは、所定の賃金は当月分として全額を支払い、不足の時間分を翌月の総労働時間に加算して労働させる方法があります。

翌月の総労働時間に加算する場合、加算できる限度はその法定労働時間の総枠の範囲内となります。

例えば、一週間の所定労働時間を法定労働時間（原則四十時間）より短く定めている事業場では、一か月の所定労働時間が法定労働時間の総枠より少なくなります。このよう

なときに、前月の不足分を当月の所定労働時間に加算（法定労働時間の総枠を限度）して労働させることができます。

四 ●時間外労働協定等

フレックスタイム制を採用した場合の法定時間外労働は、一日および一週間単位では判断せず、清算期間における法定労働時間の総枠を超えた時間が該当することとなります。

従って、時間外労働の労使協定についても、一日の延長時間について協定する必要はなく、清算期間を通算しての延長時間および一年間の延長時間の協定をすれば足りることになります。

五 ●休憩時間

始業および終業の時刻を労働者に委ねている場合であっても、休憩時間については労働基準法により定められた原則通り（一斉付与）の扱いをします。

一斉に付与をしない場合は、休憩一斉付与の適用除外に関する労使協定を締結する必要があります。この労使協定は所轄労働基準監督署への届出をしなければよいこととされています。

なお、運送業など一定の業種は一斉休憩の適用を除外されており、その場合は労使協定の締結は不要です。

設計施工偽装の問題

2015年10月、M建設が施工主となって建設した横浜市のマンションで、工事の一部に不備があったことが明らかになりました。その建設の杭打ち工事を請け負った建材会社が施工報告書のデータの一部を書換え（偽装）ていたことを認めたのです。

偽装問題は以前にも起きています。

2005年11月、千葉県にあった建築設計事務所の元一級建築設計士が地震に対する安全性の構造計算書を偽装したことを、国土交通省が公表したことから始まる事件です。国土交通省の問題公表後、建築基準法に定められた耐震基準を満たさないマンションやホテルが全国各地で建設されていたことが次々と明らかになりました。

購入者は泣き寝入りということになり、消費者心理は少し高くても大手建設業者が建築したものにしようという流れになったのですが…。

2015年の事件は「大手建設業者でもルールが守られていないのか」といった批判となり、建設業者全体への信頼が揺らぎました。

なぜ、ルールが守られないのでしょうか？

経営コンサルタント・S氏は以下のようにその原因を指摘します。

- ①国内建設投資の減少により建設業者の生き残り合戦が激化
 - ②重層的な工事請負による利益の減少
 - ③建設業界には序列変更が起こりにくい
 - ④建設業界による事業環境の整備の遅れ
⇒若者が入ってこない等。
 - ⑤人材育成の遅れ
⇒事業計画のないまま経営を行っていたり、熟練工の育成がなされず時代に対応できなくなっている。
 - ⑥建設事業に対する責任とプライド及び魅力の低下
⇒人命にかかわる仕事であり、品質を守る意識が薄れてきている。
- 等です。

歯と栄養

ある栄養専門家は、次のように話します。

「人間の歯並びは実によくできている。歯の形とその数によって、食べるべき食物をよく考えるべきである。

人の歯は上下合わせて三十二本、うち臼歯が二十本、犬歯が四本、門歯が八本ある。

臼歯は米・麦・豆類を噛むのに便利のようにその名のごとく

臼型にできていて、その数も多い。人間の主食が穀類であることを証明している。

犬歯は先が尖り、肉類を噛み切るのに便利で、歯の数は臼歯の五分の一の四本。

門歯は菜類や果物を噛み切るのに便利で犬歯の二倍の八本。

これらのことから、人間は穀類を主食とし、野菜と果実と、少しの肉類を副食物とするのが理に適った栄養食である」

「試みる」には

多くの中小企業は、ヒト・モノ・カネ・情報などの競争条件が大企業に対し不利なので、経営者は情熱・願望・向上心（メンタル面）を日々鍛錬することが重要になります。

更に、会社の経営を圧迫するようなことでなければ、新しい試みを行う必要があります。

そのためには、経済的・労働的・時間的投資など代償がなくては実現しません。しかし、多くの経営者は、お金は失いたくない、という目先の「小さな欲」と本当に実現するだろうかという「疑いの心」が「試みる」ことをためらわせます。そこで試みるために、

- ①安全な範囲の金額を計算する
- ②個人の費用で先行投資する
- ③研究は早朝か休日をあてる

これらのことで「小さな欲」と「疑いの心」を小さくしていきます。自分なりに作戦を考えて進めていきたいものです。